

広島市青少年センター使用料一覧表 [令和元年10月1日改定]

I ホール使用料

※ホール利用の際は、下記使用料のほか、ホール管理料が別途必要となります。

※ホール管理料金についてはセンターへお問い合わせください。

時間区分 徴収区分			午前 9 - 12	午後 13 - 16	夜間 17 - 21	午前午後 9 - 16	午後夜間 13 - 21	1日 9 - 21	超過料金 (30分まで毎に)	
									12 - 13 16 - 17	その他
青少年	入場料 なし	平日	4,300	4,840	8,230	7,420	10,530	14,060	950	1,920
		土曜日・ 日曜日・ 休日	5,250	5,780	9,850	8,920	12,560	16,900	1,140	2,280
		平日	7,550	8,370	14,060	12,840	17,990	24,220	1,630	3,300
	入場料 あり	土曜日・ 日曜日・ 休日	9,050	10,130	16,900	15,420	21,670	28,960	2,000	4,010
		平日	22,190	24,760	41,290	37,510	52,830	70,570	4,840	9,700
		土曜日・ 日曜日・ 休日	26,520	29,630	49,560	44,950	63,380	84,640	5,780	11,580
その他	入場料 なし	平日	38,180	42,510	70,830	64,460	90,610	121,230	8,370	16,750
		土曜日・ 日曜日・ 休日	45,770	50,910	84,920	77,340	108,640	145,490	10,130	20,270

注：①「入場料」とは、入場料、観覧料、その他これらに類する金銭をいう。②「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

II ホール付属設備使用料

品名	単位	使用料	適用
ピアノ	1台につき	4,400	調律料は使用者の負担とする。
拡声装置	1式につき	2,200	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイク2本を含む。
マイク	1本につき	640	マイクスタンドを含む。
録音用吊りマイク	1式につき	2,200	録音専用のテープレコーダーを含む。
スポットライト	1台につき	520	
ピンスポットライト	1台ごとに	1,620	
電源装置	1Kwごとに	250	持ち込み電気器具の定格消費電力につき算定する。
山台	1個につき	200	
所作台	1式につき	6,600	
楽屋用設備	1式につき	2,200	
浴室	1室につき	2,200	

注：使用料は、午前(9 - 12)、午後(13 - 16)、夜間(17 - 21)のそれぞれ毎に徴収する。

III 各部屋使用料

部屋名	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	3時間を超え 1時間までに
大集会室・ レクリエーション室	4,230	5,640	7,050	8,460	9,870	11,280	12,690	1,410
会議室・講義室・和室・ 実習室・音楽室・美術室	1,380	1,840	2,300	2,760	3,220	3,680	4,140	460